第

2088

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 7月 10日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 減額分の役員報酬の一括支給

Q:当社は、業界の不況で業績不振が続いていたため、2年前に株主総会の決議により役員報酬を従来に比し20%カットし、そのまま現在に至っています。

最近ようやく業績が回復してきたので、役員報酬を減額前の金額に戻し、既往のカット分の合計額を一括して支給しようと思っています。税務上何か問題が生じますか。

A:既往カット分の一括支給は、税務上は 役員賞与を支給したものとして、損金算入は 認められません。

【解説】

役員の給与について税法は、定期の給与は 報酬、臨時的な給与は賞与と定めています。

役員報酬を過去に遡って増額する場合において、その増額が定時株主総会において行われ、かつ、その増額を決議した日を含む事業年度の期首までの遡及である場合には、その差額支給額は、報酬として認められます。

しかし、それ以前に遡及して差額支給する こと又は臨時株主総会で期首まで遡及して差 額支給することとしたような場合のその支給 額は、臨時の給与である賞与として取り扱う こととされています。

したがって、ご質問のように、仮に業績不 振のためにした減額分を回復するための増額 であっても、減額時まで遡って増額支給する ようなものは、役員賞与として取り扱われる ことになります。







